# 生物多様性の保全及び持続可能な利用~豊かな自然共生社会の実現に向けて~

## (自然環境局 白書を読む会説明資料)





地球のいのち、つないでいこう 生物多様性

## 環境省

## 生物多様性とは? -3つの多様性-

## 生態系の多様性

干潟・サンゴ礁

森林草原

湿原 河川 など







## 種(種間)の多様性

地球上の推定生物種数 500万~3000万種

> (IUCN 2008 レッドリスト 公表時資料による)







## 種内(遺伝子)の多様性

(例)サクラソウ 遺伝的に複数の 地域集団が存在



(例)アサリの貝殻 貝殻の色や模様 は千差万別



地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがいること そして、それぞれがつながっていること

## 生物多様性とそれを基盤とする生態系の恵み

## 生命の存立基盤

- ・酸素の供給
- ·CO<sub>2</sub>の吸収
- ・気候の安定



## 有用性の源泉

- ・食べもの
- ·木材
- ・遺伝資源 (医薬品など)
- ·バイオミミクリー(生物模倣)





## 豊かな文化の根源

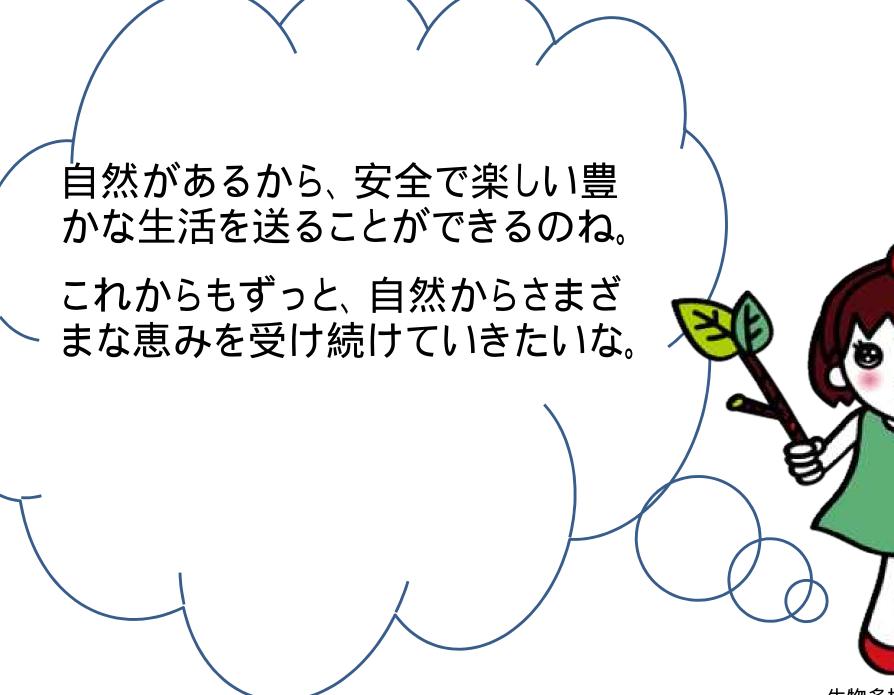
- ·郷土料理
- ·工芸品
- ・祭り、民謡



## 安全・安心の基礎

・災害の防止、減災





生物多様性キャラクター タヨちゃん

およっと作うて

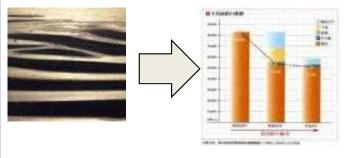
自然はいま、危機に瀕しているんだ!



## 日本の生物多様性を巡る4つの危機

## 第1の危機

人間活動による 生態系の破壊、 種の減少・絶滅



戦後、干潟の4割が消滅

## 第2の危機

里地里山など 人間の働きかけの 減少による影響





耕作放棄地

手入れ不足 の雑木林

## 第3の危機

外来生物による 生態系のかく乱



←ヒアリ



タイワンザル→



## 第4の危機

地球環境の変化に よる危機



2100年までに地球の平均気 温が3~4 上昇すると日本 では気候帯が 年間4~5km北上



サンゴの白化

## 私たちの暮らしへの影響



## 樹皮剥ぎによる森林衰退 (剣山国定公園)

農林水産省 資料より引用

(26年度→27年度)

その他鳥類

21→19

カラス 17→17

その他獣類 20→20

サル

13→11

イノシシ 55→51

シカ 65→60



私たちの社会的、経済的活動は、自然環境に影響を与える。同様に、自然環境は私たちの社会的、経済的活動に影響を与える。

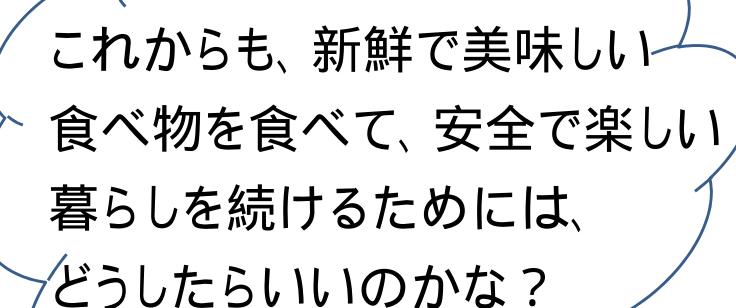
環境面の課題の解決には、

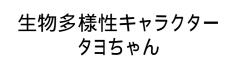
環境・社会・経済の統合的な向上が重要なんだ!

2030アジェンダでは、私達の暮らしが空気や食料といった自然の恵み(生態系サービス)に支えられており、それを生み出す生態系の保全が重要であることが改めて認識されました。

2030アジェンダの中核を担う「持続可能な開発目標」の略称がSDGsです







## 我が国の生物多様性に対する取り組み

-生物多樣性国家戦略-

1992年: 生物多様性条約の採択

<u>1993年: 生物多様性条約加盟·発効</u>

生物多樣性条約第6条

"生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的 な戦略若しくは計画を作成する"

1995年:生物多樣性国家戦略策定

2008年: 生物多樣性基本法制定

生物多樣性基本法第11条







"政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性国家戦略)を定めなければならない"

2010年: 生物多樣性条約第10回締約国会議開催(愛知·名古屋市)

<u>2012年:生物多樣性国家戦略2012-2020策定</u>

生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた理念

## 生物多樣性基本法

### 目的

生物多様性の<u>保全及び持続可能な利用</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる<u>自然と共生する社会</u>を実現し、地球環境の保全に寄与。

## 基本原則 生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

保全:野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に 応じ保全

利用:生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最近 小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な 方法で利用 保全や利用に際しての 考え方

> 予防的順応的取組方法 長期的な観点 温暖化対策との連携

## 責 務

国地方公共団体・基本原則にのっとった施策の実施等

事業者
国民及び民間の団体 基本原則にのっとった活動等に努める

生物多樣性戦略

国家戦略 →法定義務

地域戦略→努力義務

基本的施策

国が講ずべき措置

地方公共団体の施策(国に準じる。)

## 生物多樣性地域戦略

生物多様性基本法(第13条)に基づき、地方公共団体が生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための地方計画として策定

生物多様性地域戦略策定済み自治体 (平成29年7月11日現在報告分)

## **都道府県(41都道府県)** (改):策定後改訂済み

北海道(改)·青森県·岩手県·宮城県·山形県·福島県(改)·<mark>茨城県·栃木県(改)·群馬県·埼玉県·千葉県·東京都·神奈川県</mark>·新潟県·富山県·石川県·福井県·長野県·岐阜県·愛知県(改)·三重県(改)·滋賀県(改)·大阪府·兵庫県(改)·奈良県·和歌山県·岡山県·広島県·山口県·香川県·徳島県·愛媛県(改)·高知県·福岡県·佐賀県·長崎県(改)·熊本県(改)·大分県(改)·宮崎県·鹿児島県·沖縄県

## 政令指定都市 (17市) (改):策定後改訂済み

札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市(改)・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市・神戸市(改)・岡山市・北九州市(改)・福岡市・熊本市

## 市区町村(47市7区8町3村) 下線部は共同策定

黒松内町・礼文町(北海道) 金ケ崎町(岩手県)登米市(宮城県)いわき市(福島県)東海村(茨城県) 小山市・宇都宮市(栃木県)加須市(埼玉県)市川市・船橋市・市原市・野田市・柏市・流山市・いすみ市(千葉県)千代田区・港区・目黒区・大田区・世田谷区・豊島区・葛飾区・府中市・町田市・稲城市・羽村市・あきる野市(東京都)厚木市(神奈川県)佐渡市(新潟県)魚津市(富山県)金沢市(石川県)松本市(長野県)高山市・岐阜市・中津川市(岐阜県)岡崎市・豊田市・江南市・西尾市・東海市(愛知県)高島市(滋賀県)岸和田市・和泉市(大阪府)明石市・西宮市・宝塚市・加西市・篠山市・豊岡市・伊丹市・川西市・姫路市(兵庫県)倉敷市(岡山県)北広島町(広島県)久留米市(福岡県)九重町(大分県)綾町(宮崎県)鹿児島市・霧島市・<u>奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町</u>(鹿児島県)

生物多様性基本法の施行以前に策定された計画を含む。また、法施行後であるが、法第11条に基づ〈生物多様性国家戦略(平成22年3月閣議決定)の策定以前に策定された計画を含む。



生物多様性を守るために、環境省は去年とんなことを

したのかな?

生物多様性キャラクター サトくん

## 我が国の愛知目標の達成に向けた進捗状況

## 生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策

2010:愛知目標の採択

2012**:生物多様性国家** 戦略2012-2020**の**策定 2014:地球規模生物多様性概況(GBO4)による 愛知目標の中間評価

<結果>目標達成に向けて進展はあるものの、 今後更なる取組が必要

2015:国家戦略の国別目標の中間評価

<結果>国家戦略は見直し不要だが、目標達成には施策の加速必要

<日本の課題と加速する施策>

1.生物多様性の主流化に向けた取組の強化

国民理解の増進、事業者の意識・取組の向上自然環境及び生物多様性に関する基礎情報の収集

2.生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

生態系ネットワークの形成/地域循環圏・自然共生圏の構築 気候変動の影響への適応、地域づくりへの生態系の機能の活用等 農林水産分野の生物多様性保全に資する取組 名古屋議定書の締結と国内措置の実施

3. 野生生物の保護管理と外来種対策の加速

鳥獣の保護管理 希少種対策 外来種対策

2020:国別目標達成 と生物多様性の損失 抑止

## 国立公園を取り巻く状況

## 国立公園の新規指定・拡充

2016年4月 西表石垣国立公園大規模拡張 4万 653 ha 2016年9月 やんばる国立公園新規指定 1万3,622 ha 2017年3月 奄美群島国立公園新規指定 4万2,181 ha 現在までに総点検事業で重要地域として挙げられた18の候補地の うち、8つの国立・国定公園の新規指定や拡張を実施。引き続き残り の候補地について調査検討を進める



奄美群島国立公園

## 国立公園満喫プロジェクト

世界水準の「ナショナルパーク」を 目指し、2015年の2倍以上となる 1,000万人の訪日外国人国立公園 利用者数を目標に設定。

最大の魅力は自然そのものをコン セプトに、先行的・集中的に取組を 進める8つの公園を選定し、ステッ プアッププログラムを策定。

#### 慶良間諸島国立公園

保全活動への参加体験 や入島時の環境協力税 の活用による魅力の向



#### 大山隠岐国立公園

公共施設の民間開放な ど民間 活力を 活用し、 トレッキングや自然・文 化体験など様々なアク ティビティを手ぶらで 楽しめる総合利用拠点



#### 阿寒国立公園

自然の保護を大前提と した新たなアプローチに よるアクティビティー、 上質で心地よい滞在空 間の創出、アイヌ文化の 体感などの推進により



#### 阿蘇くじゅう国立公園

人の手で引き継がれて きた草原空間を核とした フィールドミュージアム 構想を基本とし、利用料 を検討するとともに、火 山と草原が作り出す雄 大な景観を味わえる体



#### 十和田八幡平国立公園

原生自然を堪能する多 彩な登山道、昔ながらの 趣ある温泉文化を楽し む。廃屋などの景観を阻 "引き算" の景観改善に より、魅力的な利用拠点



#### 霧島錦江湾国立公園

歴史と神話に彩られた火 山景観を体感できる多様 なツアープログラム開発 や多種多様な泉質の温 泉を外国人旅行者も楽し めるよう再整備を検討 上質なホテルの誘致も行 い、各地域を長期的に満 喫できる滞在型観光へ



#### 伊勢志摩国立公園

リアス式海岸の地形と 人々の営みがあわせて つくりだす優美な里山里 海の景観を望む展望台 に民間カフェを導入し、 ゆっくりと快適な時間を



#### 日光国立公園

上質なホテルの進出も 見据えつつ、世界文化遺 産「日光の社寺」、旧大 使館別荘、ロイヤルリ ゾート 「那須高原」 など 日本の歴史・文化を堪能 できるよう、公共施設を



共通の取組

- > 民間企業や関係機関と連携した国内外への魅力発信 国立公園のエントランス標識整備による結界感の創出
- > ビジターセンターにおける公園利用の総合案内 ▶ トイレの洋式化などのユニバーサルデザイン化

## 野生生物を取り巻く状況:鳥獣保護管理

### 現状

- ニホンジカ、イノシシ等一部の鳥獣の急速な生息数増加及び 生息域の拡大に伴い、生態系への影響、農林水産業・生活環境 への被害が拡大・深刻化
- 2015年5月に施行された鳥獣保護管理法において、指定管理鳥獣捕獲等事業、認定鳥獣捕獲等事業者制度等、「鳥獣の管理」のための新たな措置が導入された



ニホンジカによる食害

### 対策

ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させる目標を設定 (環境省・農林水産省「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」、平成25年)

平成27年5月に施行された鳥獣保護管理法に基づく新たな施策の実施

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業 都道府県がニホンジカ、イノシシの捕獲を行う事業を創設し、交付金により支援 2016年度において37都道府県で当該事業が実施された
- ·認定鳥獣捕獲等事業者制度 夜間猟銃安全管理講習を政府が実施。都道府県による、安全性を確保し、適切 かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者の認定が進んでいる
- ・狩猟免許取得年齢の引き下げ・20歳以上から18歳以上へ(網猟及びわな猟)

その他、「狩猟の魅力まるわかリフォーラム」の開催、専門的な人材を登録・紹介事業等、様々な取り組みを実施

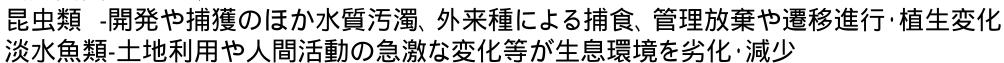
## 野生生物を取り巻く状況:希少種保全

### 現状

## 環境省レッドリスト2017の公表

2017年3月に公表した当該レッドリストでは、絶滅危惧種として13分類群合計で3,634種が掲載されている(第4次レッドリストから47種増加)

- ・干潟の貝類を初めて評価対象とした
- ・減少要因としては、



海洋生物レッドリストの公表

2017年3月に公表した当該レッドリストでは、これまで評価対象としていなかった魚類、サンゴ類、甲 殻類、軟体動物及びその他無脊椎動物について56種を絶滅危惧として評価。合計3,690種が絶滅 危惧種となった。

### 対策

## 種の保存法改正

- ・商業目的の大量捕獲等のみを抑制できる種指定制度の創設
- ・適切な能力及び施設を有する動植物園等を認定する制度の創設
- ・国際希少野生動植物種の流通管理の強化



トキ



アマミノクロウサギ

第2部 第2章

## 野生生物を取り巻く状況:侵略的外来種

### 現状

国内絶滅危惧種のうち、爬虫類の7割以上、両生類の5割以上において、外来種がその減少要因として挙げられている

国内に侵入・定着した侵略的な外来種が分布を拡大させるなど、外来種の影響は近年も増大傾向外来種の導入経路の一つであるペット等の輸入に関して、これまで輸入されなかった種類の生物が新たに輸入される等、新たなリスクが存在している

### 対策

外来生物法に基づき、新規に24種を加え132種類の外来種を特定外来生物として指定し、飼養等を規制。

- ・外来生物法の規制にない種や国内由来の外来種も含めた特に注意 の必要な外来種429種を掲載した「生態系被害防止外来種リスト」 (2015年3月公表)から選定
- ·今回指定した種について、主にペット·観賞魚業界等を対象に普及 啓発を行うとともに、指定後に新たな侵入情報が確認された種につい ては自治体と連携し定着状況の調査を実施

引き続き、アカミミガメ、ツマアカスズメバチ、マングース、水草のオオバナミズキンバイ、アライグマ、オオクチバスの防除を実施

外来種被害予防三原則(「入れない」「捨てない」「拡げない」)につい てパネルやwebでの普及啓発を実施



- ※1:特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする
- ※2:既指定であったゴケグモ属4種については、 新規に指定されたゴケグモ属全種(1種類) に包含された
- ※3:既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク2種については、新規に指定されたカワカマス科全種(1種類)に包含された

資料:環境省

## 世界自然遺産の推薦について

- 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 -

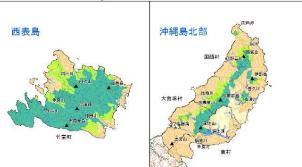
### 世界遺産としての顕著で普遍的価値

<クライテリア 生態系>

大陸から分離し、小島嶼が成立した<u>地史を反映する独自の生物進化の事例が多数みられる。</u>

<クライテリア 生物多様性>

国際的にも希少な固有種に代表される生物多様 性保全上重要な地域である。



奄美大島

徳之島

沖縄島北部

西表島

推薦地 緩衝地帯 構成要素 (ha) (ha) 11,431 奄美大島 14,700 2,309 徳之島 2,938 5.168 沖縄島北部 3.096 18,965 4.748 西表島 総面積 37.873 25,482

<世界自然遺産推薦の経緯と今後のプロセス>

平成15年5月:世界遺産候補地の選定(国内)



保護担保措置の確立(国立公園の指定等) > 平成28年4月:西表石垣国立公園の大規模拡張 平成28年9月:やんばる国立公園の新規指定 平成29年3月:奄美群島国立公園の新規指定



平成29年2月:世界遺産推薦書の提出



平成29年夏~秋頃:世界遺産委員会の 諮問機関(IUCN)による現地評価



平成30年夏:世界遺産委員会での審議 (遺産登録の可否の決定)



アマミノクロウサギ





ヤンバルクイナ イリオモテヤマネコ

第2部 第2章

## 名古屋議定書の締結と国内担保措置について

## 名古屋議定書の概要

平成22年、日本が議長国を務めた第10回生物多様性条約締約国会議(於:名古屋)で **名古屋議定書が**採択。平成26年発効、99ヶ国・EUが締結済み。(平成29年6月6日現在)

議定書は、<u>遺伝資源の取得の機会及びその利用(研究開発)から生ずる利益の公正・衡平な配分</u> (Access and Benefit-Sharing(ABS))を推進するため、

- 1. 利用国においては、遺伝資源が提供国法令を遵守し取得されることとなるように措置
- 2.提供国においては、遺伝資源のアクセスへの同意·利益配分に係る相互合意条件の設定に関する措置(提供国が別段の決定を行う場合を除く)

をとること等を締約国に求める(立法上・行政上・政策上のいずれの措置でも可)。

## 国内措置及び締結状況

締結に必要な国内措置は、様々な学術研究・産業に関係するため、関係者の意見を聞き丁寧に検討した結果、関係省庁間においてABS指針をとりまとめ、平成29年5月18日に公布。 平成29年5月22日に受諾書の寄託が行われ、我が国として名古屋議定書を締結。

議定書は、平成29年8月20日に我が国について効力を生じ、同日付でABS指針が施行される。



遺伝資源の提供国 提供者

生物多様性の保全・利用へ貢献

提供国の同意のもと遺伝資源を利 用(研究開発)目的で取得



采加、154红加

遺伝資源の利用国 研究開発 (医薬品、化粧品、新品種の開発等)

利益



(注)遺伝資源:有用な遺伝子を持つ

動植物·微生物

相互合意条件(契約)に基づき 利益を配分

### ABS指針(告示)

財務省·文部科学省·厚生労働省·農林水産省·経済産業省·環境省共同告示

## 1.利用国としての措置

◆ 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知

議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告

概ね5年後、利用状況の報告を要請

の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し、 適法取得を周知(秘匿情報を除く)

提供国法令違反の申立てへの協力(国内関係者からの情報収集)

#### 遺伝資源の取得者 遺伝資源を利用 1未報告時の報告 指導 の報 (研究開発) ▋の求め ▮助言 目的で取得 環境大臣 主務大臣 の申立てへ 情報掲載 の協力 国内の情報交換サイト 国内 国際クリアリングハウス (議定書事務局の情報交換サイト)

## 2.提供国としての措置

◆ 我が国に存する遺伝資源の取得について、当面は特段の措置を講じない。 ただし、今後、社会的情勢の変化等を勘案して検討し、必要と認めるときは、所要の措置を講ずる。

### 3. その他

◆ 遺伝資源の提供者·利用者に対し、公正·衡平な利益配分契約の締結、利益の生物多様性の保全への充当を奨励 等

## 締結の意義

国際ルール作りへの発言力の獲得

### 遺伝資源の適法な取得を促進

提供国の信頼獲得・遺伝資源の取得の円滑化

遺伝資源を利用する国内産業・学術研究の推進

生物多様性の 保全等の促進

基本的なイメージ

1 生物多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 2 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

## 一人ひとりができること -MY行動宣言-

恵み豊かな生活を将来にわたって続けていくためには、 生物多様性を意識し、日常の行動を見直すことが必要。

### MY行動宣言

暮らしのなかで生物多様性を実感し、身近な ところから生物多様性の保全と持続可能な利 用を実践するためのキーワードとして、 5つのアクション「たべよう」「ふれよう」 「つたえよう」「まもろう」「えらぼう」を提案。

生物多様性の10年日本委員会(事務局:環 境省)では、これらを行うことを宣言する「MY 行動宣言」を推進。

(http://undb.jp/committee/tool/action/)

